

府中市建設工事執行規則

平成 11 年 3 月 31 日規則第 12 号
改正

平成 13 年 3 月 30 日規則第 28 号
平成 14 年 5 月 30 日規則第 22 号
平成 17 年 6 月 24 日規則第 27 号
平成 21 年 10 月 2 日規則第 31 号
平成 22 年 3 月 18 日規則第 2 号
平成 23 年 3 月 18 日規則第 7 号
平成 24 年 3 月 16 日規則第 21 号
平成 27 年 3 月 31 日規則第 7 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長が行う建設工事(以下「工事」という。)の執行方法に関し、法令又は他の規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「工事」とは、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。

(工事の執行方法)

第 3 条 工事の執行方法は、直営及び請負とする。ただし、特に必要があるときは委託によることができる。

第 2 章 直営工事

(直営とする場合)

第 4 条 次に掲げる場合においては、直営とする。

- (1) 請負に付することを不相当と認めるとき。
- (2) 急施を要し請負に付するいとまがないとき。
- (3) 請負契約を締結することができないとき。
- (4) 特に直営とする必要があるとき。

(執行方法)

第 5 条 直営工事の執行方法については、別に市長が定めるところによる。

第 3 章 請負工事

第 1 節 入札及び落札

(受注者の資格)

第 6 条 一般競争入札及び指名競争入札の入札者並びに随意契約の相手方となる者

は、別に市長が定めるところにより、資格の認定を受けたものでなければならない。ただし、市長において必要がないと認めた者については、この限りでない。

(代理入札)

第7条 代理人により入札しようとする者は、あらかじめその旨を証する書類を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

2 前項の代理人は、2人以上の入札者を代理することができない。

3 入札者は、他の入札者の代理人となることはできない。

(低入札価格調査基準価格)

第8条 市長は、一般競争入札により工事請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項に規定する当該契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの判断をするための調査を行う基準の価格（以下「調査基準価格」という。）を定めることができる。

2 調査基準価格は、予定価格の7割を下らない範囲内でその都度定めるものとする。

(最低制限価格)

第9条 市長は、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合は、予定価格の7割を下らない範囲内でその都度定めるものとする。

第2節 請負契約

(契約書)

第10条 市長は、請負契約の相手方を決定したときは、当該決定の日から府中市の休日を定める条例（平成元年府中市条例第19号）第1条第1項に規定する休日を除いて5日以内に建設工事請負契約書（別記様式第1号）又は建設工事請負仮契約書（別記様式第2号）を作成しなければならない。ただし、請負金額が10万円未満の指名競争契約又は随意契約を締結するときは、契約書の作成を省略し、請書（別記様式第3号）その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を徴するものとする。

2 前項の規定により契約書を作成した請負契約の内容を変更する場合は、建設工事変更請負契約書（別記様式第4号）又は建設工事変更請負仮契約書（別記様式第5号）によるものとする。

3 契約の証として作成する書類に関する印紙税その他の費用は、全て受注者が負担するものとする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、

直ちにその保険証券を市長に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下「保証事業会社」という。）の保証
- (4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（この項及び第4項において「保証の額」という。）は請負代金額の10分の1以上としなければならない。ただし、受注者が一般競争入札において、調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、保証の額は請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合は、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1（第2項ただし書の規定の適用がある場合にあっては、10分の3）に達するまで、市長は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定に基づく契約の保証は、市長が必要がないと認めたときは、免除することができる。

第12条 前条の規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めるときは、受注者に対し、契約の締結と同時に、契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付すことを請求することができる。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。
- 3 請負代金額の変更があった場合は、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、市長は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（見積期間）

第13条 市長は、一般競争入札に付そうとするときは、入札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる見積期間を置かなければならない。ただし、やむを得ない事

情があるときは、第2号及び第3号の期間については、5日までを短縮することができる。

- (1) 工事1件の予定価格が500万円未満の工事については、1日以上
 - (2) 工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事については、10日以上
 - (3) 工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上
- (入札書の提出等)

第14条 市長は、入札しようとする者に入札書（別記様式第6号）を作成させ、所定の場所及び日時に提出させなければならない。

- 2 入札書は、入札者又はその代理人が持参しなければならない。ただし、特に市長が認めた場合においては、書留郵便によって提出することができる。
 - 3 市長は、入札しようとする者が入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押させなければならない。
 - 4 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (入札保証金)

第15条 市長は、入札しようとする者に、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に府中市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
 - (2) 施行令第167条の5第1項の規定により定めた資格を有する者による競争入札に付する場合において、当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 2 市長は、入札保証金を入札終了後還付しなければならない。ただし、落札者に対しては、契約締結後還付しなければならない。
 - 3 前項の場合において、入札保証金は、契約保証金に転納することができる。

第3節 請負工事の施工

(施工基準)

第16条 市長及び受注者は、契約書（請書等及び建設工事請負契約約款を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、契約を履行するものとする。

- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を市長に引き渡すものとし、市長は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施

工方法等」という。)については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 4 受注者は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この規則に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行うものとする。
- 6 受注者が共同企業体を結成している場合においては、市長は、この規則に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、市長が当該代表者に対して行ったこの規則に基づく全ての行為は、当該共同企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなす。この場合において、受注者は、市長に対して行うこの規則に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第 17 条 市長は、受注者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第 18 条 受注者は、契約締結後 14 日（市長が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、市長に提出しなければならない。変更契約を締結したときも同様とする。

- 2 前項の内訳書及び工程表は、市長及び受注者を拘束するものではない。
- 3 第 1 項の規定に基づく内訳書及び工程表の提出は、市長が必要がないと認めたときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 19 条 受注者は、契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工事製品を含む。以下同じ。）のうち第 28 条第 2 項の規定による検査に合格したもの及び第 52 条第 3 項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市長の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第 20 条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(受注者の通知義務)

第 21 条 受注者は、契約の履行につき、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事以外の部分を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、市長に対し、次に掲げる事項を記載した書面によって届け出なければならない。

(1) 受注者に係る事項

- ア 工事名及び工事場所
- イ 請負代金額
- ウ 工期

(2) 受任者又は下請負人に係る事項

- ア 名称及び所在地
- イ 建設業法第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可年月日及び許可番号
- ウ 下請負代金額
- エ 下請負部分の工事内容
- オ 主任技術者の氏名及び生年月日
- カ 技術者資格

(施工体制台帳の提出等)

第 22 条 受注者（建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされている者に限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを市長に提出しなければならない。

2 前項の受注者は、市長から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

3 第 1 項の受注者は、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 6 の規定により作成した施工体系図を工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(特許権等の使用)

第 23 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市長がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、市長は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(監督員)

第 24 条 市長は、請負工事の施工については、その指定する職員（以下「監督員」という。）にこれを監督させるものとする。

2 市長は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

3 監督員は、この規則の他の条項に定めるもの及びこの規則に基づく市長の権限とされる事項のうち市長が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

4 市長は、二人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの規則に基づく市長の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知するものとする。

5 第 3 項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

6 この規則に定める請求、通知、報告、申出、届、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって市長に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 25 条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に置いたときは、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市長に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）

又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。ただし、同条第 3 項に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている専任の監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 の規定に該当する建設工事を受注者自ら施工する場合における当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 27 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びに契約の解除に係る権限を除き、契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市長との連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市長に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 6 受注者が現場代理人を置かないときは、第 2 項に定める現場代理人の職務は、受注者が執行する。

(履行報告)

第 26 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について市長に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第 27 条 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に市長に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市長に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。
- 5 市長は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決

定し、その結果を当該請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知するものとする。

(工事材料の品質及び検査等)

第 28 条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（営繕工事にあつては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日（市長が認める場合は、その日数）以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第 29 条 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いのうえ、施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前 2 項に規定するほか、市長が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督員に通知したうえ、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合に

において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とするものとする。

(支給材料及び貸与品)

第30条 市長が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いのうえ、市長の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、市長に受領書又は借用書を提出しなければならない。

- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に相当でないと認めたときは、その旨を直ちに市長に通知しなければならない。

- 5 市長は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求するものとする。

- 6 市長は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 市長は、前2項の場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を市長に返還しなければならない。

- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又は

その返還が不可能となったときは、市長の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

第 31 条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保するものとする。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不要となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市長は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、市長の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第 3 項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第 32 条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他市長の責めに帰すべき事由によるときは、市長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

2 監督員は、受注者が第 28 条第 2 項又は第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して工事の施工部分を最小限度破壊して検査することがで

きる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とするものとする。

(条件変更等)

第33条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、わき水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 市長は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いたうえ、当該期間を延長することができる。

4 市長は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うものとする。この場合において、第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものであるときは、市長は、受注者と協議してこれを行うものとする。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、市長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(設計図書の変更)

第34条 市長は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合

において、市長は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(工事の中止)

第 35 条 工事用地等の確保ができない等のため、又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施行できないと認められるときは、市長は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させるものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 市長は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(受注者の請求による工期の延長)

第 36 条 受注者は天候の不良、第 17 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、市長に工期の延長を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長について市長の責めに帰すべき事由があり、かつ、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、市長は、必要な費用を負担しなければならない。

(市長の請求による工期の短縮等)

第 37 条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を受注者に請求することができる。

2 市長は、この規則の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、当該工期の変更について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を受注者に請求することができる。

3 市長は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

(工期の変更方法)

第 38 条 工期の変更については、市長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、市長が定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が工期の変更事由が生じた日（第 36 条の場合にあっては市長が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 39 条 請負代金額の変更については、市長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、市長が定め、受注者に通知するものとする。

2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

3 この規則の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に市長が負担する必要な費用の額については、市長及び受注者が協議して定める。
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 40 条 市長又は受注者は、工期内で、かつ、請負契約締結の日から 12 月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 市長又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じるものとする。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし物価指数等に基づき市長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合にあっては、市長が定め、受注者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、

「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、市長又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションその他の予期することのできない特別の事情の発生により、請負代金額が著しく不相当となったときは、市長又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、市長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合にあつては、市長が定め、受注者に通知するものとする。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

（臨機の措置）

第41条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。
- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われ部分については、市長が負担するものとする。

（一般的損害）

第42条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第44条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第 43 条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 67 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち、市長の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市長が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市長がその損害を負担するものとする。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担するものとする。

3 前 2 項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市長及び受注者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第 44 条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で市長及び受注者双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 67 条第 1 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を市長に請求することができる。

4 市長は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて、第 28 条第 2 項、第 29 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 52 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取り片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担するものとする。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、

その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物の出来形部分に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が本文の規定により算出した損害の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計額」と、「当該損害の取り片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取り片付けに要する費用の額の累計額」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第45条 市長は、第23条、第30条、第32条から第37条まで、第40条から第42条まで、前条又は第48条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増加額又は費用の負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、市長及び受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、市長が定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議開始の日については、市長が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、市長が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、市長に通知することができる。

第4節 請負工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査及び引渡し)

第46条 受注者は、工事を完成したときは、工事完成届を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から14日以内に、その指定する職員（以下「検査員」という。）をして、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了させると

ともに、当該検査の結果を受注者に通知させるものとする。この場合において、検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 市長は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けるものとする。
- 5 市長は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して検査員の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。
- 7 検査員は、第2項及び前項の規定による検査を行うほか、工事施工の中途において必要があると認められる場合は、市長が別に定めるところにより、工事の施工の状況等の検査を行うことができる。この場合において、第2項後段及び第3項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第47条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払うものとする。
- 3 市長がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査員をして検査を完了させることができないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第48条 市長は、第46条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、市長は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担するものとする。

(前金払及び中間前金払)

- 第 49 条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市長に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前払金の支払を市長に請求することができる。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項の前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市長に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払を市長に請求することができる。この場合において、支払期限については、前項の規定を準用する。
 - 4 受注者は、前項に規定する中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前払金に係る市長の認定を受けなければならない。この場合において、市長は、受注者から請求があったときは、直ちに認定し、又は認定しないことを決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 51 条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合において、前 2 項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 52 条又は第 53 条の規定による支払をしようとするときは、市長は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
 - 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に、請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であり、かつ、受領済みの前払金の額がその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）の額を超えるときは、受注者は、その超過額を返還しなければならない。
 - 8 前 2 項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市長及び受注者が協議して返還すべき超過

額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合は、市長が定め、受注者に通知するものとする。

9 市長は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法に基づき財務大臣が決定した率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

10 受注者が一般競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者のうち市長が必要と認めた者であるときの第 1 項、第 5 項、第 6 項及び第 7 項の規定の適用については、第 1 項中「10 分の 4 以内」とあるのは「10 分の 2 以内」と、第 5 項中「10 分の 4（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）」とあるのは「10 分の 2（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 4）」と、第 6 項中「10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）」とあるのは「10 分の 3（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 4）」と、第 7 項中「10 分の 5（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）」とあるのは「10 分の 3（第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 4）」とする。

（保証契約の変更）

第 50 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加して、更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市長に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市長に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市長に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 51 条 受注者は、前払金を契約書記載の工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（契約書記載の工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 52 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事

材料及び製造工場等にある工場製品（第 28 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、月 1 回を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を市長に請求しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、監督員をして、受注者の立会いのうえ、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行わせるとともに、当該確認の結果を受注者に通知させるものとする。この場合において、監督員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第 3 項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、市長は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払うものとする。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第 1 項の請負代金相当額は、市長及び受注者が協議して定める。ただし、市長が前項の請求を受けた日から 10 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、市長が定め、受注者に通知するものとする。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第 53 条 工事目的物について、市長が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときの当該工事に係る検査、工事目的物の引渡し、請負代金の支払等については、第 46 条及び第 47 条の規定を準用する。この場合において、第 46 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替え、第 47 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により準用される第 47 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、市長及び受注者が協議して定める。ただし、市長が前項の規定により準用される第 47 条第 1 項の請求を受けた日から 14 日（市長があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合は、市長が定め、受注者に通知するものとする。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る特則）

第 54 条 債務負担行為に係る契約において、次に掲げる事項については、市長が別に定めるものとする。

- （1）各会計年度における請負代金の支払の限度額
- （2）前金払及び中間前金払の特則
- （3）部分払の特則
- （4）その他市長が必要と認める事項

（第三者による代理受領）

第 55 条 受注者は、市長の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 市長は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 47 条（第 53 条において準用する場合を含む。）又は第 52 条の規定に基づく支払をするものとする。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 56 条 受注者は、市長が第 49 条、第 52 条又は第 53 条において準用される第 60 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

2 市長は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担するものとする。

（瑕疵担保）

第 57 条 市長は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定

めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市長は、損害の賠償のみを請求するものとする。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 46 条第 4 項又は第 5 項（第 53 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から 2 年（木造の建物等の建設工事及び設備工事等の場合にあつては、1 年とし、設計図書に特別の定めがあるときはその定められた期間）以内に行うものとする。ただし、その瑕疵が受注者の故意若しくは重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する住宅の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の進入に影響のないものを除く。）には、請求を行うことのできる期間は 10 年（設計図書に特別の定めがあるときはその定められた期間）とする。

3 市長は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があつたことを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 市長は、工事目的物が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利を行使するものとする。

5 第 1 項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は市長若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図が不適當であると知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 58 条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、市長は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づき財務大臣が決定した率で計算した額とする。

3 市長の責めに帰すべき事由により、第 47 条第 2 項（第 53 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法に基づき財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息の支払を市長に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 59 条 第 12 条第 1 項の規定により契約による債務の履行を保証する公共工事履

行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し市長が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から市長に対して、契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合は、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2) 工事完成債務

(3) 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4) 解除権

(5) その他契約に係る一切の権利及び義務（第43条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 市長は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合は、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による市長の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときは、契約に基づいて市長に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

第5節 請負契約の解除

（市長の解除権）

第60条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。

(3) 第25条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第64条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定により契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の10分の1（受注者が一般競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10分の3）に相当する額を違約金として市長の指定する期間内に

支払わなければならない。

- 3 前項の場合において、第 11 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市長は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

第 61 条 市長は、市長と受注者が契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者（共同企業体にあつては、その構成員を含む。以下この項及び次項において同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、同法第 49 条第 7 項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第 50 条第 1 項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、同法第 50 条第 5 項の規定により当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者が、独占禁止法第 66 条第 1 項の規定による却下の審決、同条第 2 項の規定による棄却の審決又は同条第 3 項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（この契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、当該審決の取消しの訴えを同法第 77 条第 1 項の期間内に提起せず、これらの審決が確定したとき。
- (4) 受注者が独占禁止法第 77 条第 1 項の規定により審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (5) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑に処されたとき。

- 2 市長は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したとき（前項第 1 号から第 4 号までに規定する確定したときをいう。）は、契約を解除することができる。

- 3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前 2 項の規定により契約を解除した場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「請負代金額の 10 分の 1（受注者が一般競争入札において調査基準価格を下回る価格で申込みをした者であるときは、10 分の 3）」とあるのは、「請負代金の 10 分の 1」と読み替えるものとする。

第 62 条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負請求を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用する等していると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市長が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第63条 市長は、工事が完成するまでの間は、第60条第1項、第61条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。

（受注者の解除権）

第64条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第34条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第35条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分

の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

- (3) 市長が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市長に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第65条 市長は、契約が解除された場合において、出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払うものとする。この場合において、市長は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とするものとする。
- 3 第1項の場合において、第49条及び第54条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金及び中間前払金の額(第52条及び第54条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額)を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第60条、第61条又は第62条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、支払遅延防止法に基づき財務大臣が決定した率で計算した額の利息を付した額を、解除が第63条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を市長に返還しなければならない。
- 4 受注者は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、市長に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を市長に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、市長に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市長は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、市長の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、市長の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第60条、第61条又は第62条の規定によるときは、市長が定め、第63条又は前条の規定によるときは、受注者が市長の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、市長が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(損害金の予定)

- 第66条 市長は第61条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合において、契約を解除するか否かにかかわらず、請負代金額の10分の2に相当する額の損害金を市長が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。
- 2 前項の規定は市長に生じた実際の被害の額が同項に定める額を超える場合において、市長が当該超える額を併せて請求することを妨げない。
 - 3 前2項の規定は、第46条第4項から第6項までの規定により工事目的物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。
 - 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、市長は、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対し、損害金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、連帯して損害金を支払う責任を負うものとする。

第6節 補則

(火災保険等)

- 第67条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これらに準じるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに市長に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を市長に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第68条 市長は、この規則に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、市長の支払うべき請負代金とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(あっせん又は調停)

第69条 この規則の各条項において、市長及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わなかったときに市長が定めたものに受注者が不服がある場合その他契約に関して市長及び受注者の間に紛争を生じた場合には、市長及び受注者は、建設業法による広島県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第27条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により市長が決定を行った後、又は市長若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、市長及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第70条 市長及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(実施規定)

第71条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に入札の執行手続が完了している建設工事の執行方法については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日規則第28号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 30 日規則第 22 号）

この規則は、平成 14 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 24 日規則第 27 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 17 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 10 月 2 日規則第 31 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の府中市建設工事執行規則の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日規則第 2 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 18 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の府中市建設工事執行規則の規定により締結している契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 16 日規則第 21 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の府中市建設工事執行規則の規定により締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の府中市建設工事執行規則の規定により締結した契約については、なお従前の例による。

建設工事請負契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 府中市 町

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

5 契約保証金 ¥ _____

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用 ¥ _____

(2) 再資源化等に要する費用 ¥ _____

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

7 特 約 事 項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 広島県府中市府川町315番地
氏 名 代表者 府中市長 印

受注者 住 所
氏 名 印

建設工事請負仮契約書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 府中市 町

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

5 契約保証金 ¥ _____

6 解体工事に要する費用等

(1) 解体工事に要する費用 ¥ _____

(2) 再資源化等に要する費用 ¥ _____

(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

7 特 約 事 項

上記の工事について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負うものとする。

この仮契約書は、府中市議会の議決を得た時は、何らの手続きをすることなく本契約となるものとし、双方信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所 広島県府中市府川町315番地
府中市
氏 名 代表者 府中市長 印

受注者 住 所
氏 名 印

印
紙

請 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所 府中市 町

3 工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

4 請負代金額 ¥ _____

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

5 工 事 内 容 別紙設計図書のとおり

上記の工事について、記載した内容でもって請負いたします。ついでには府中市
建設工事執行規則を遵守し、信義に従って誠実にこれを履行します。
この契約書を証するため、この請書を提出します。

年 月 日

受注者 住 所
氏 名

印

発注者 住 所 広島県府中市府川町315番地
名 前 府中市 府中市長 名 前
代表者



建設工事変更請負契約書

1 工 事 名

2 工事場所 府中市 町

3 変更事項

(1) 請負代金額

変 更 前	変 更 後
_____	_____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 工 期

変 更 前	変 更 後
自 _____年 _____月 _____日	自 _____年 _____月 _____日
至 _____年 _____月 _____日	至 _____年 _____月 _____日

(3) 工事内容 別紙 設計図 ・ 仕様書 のとおり

(4) 解体工事に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(5) 再資源化等に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(6) 分別解体の方法

(7) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

(8) そ の 他

上記のとおり _____年 _____月 _____日締結した請負契約を変更する契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

_____年 _____月 _____日

住 所 府中市府川町315番地
 発注者 府中市
 氏 名 代表者 府中市長 印

住 所
 受注者
 氏 名 印

建設工事変更請負仮契約書

1 工 事 名

2 工事場所 府中市 町

3 変更事項

(1) 請負代金額

変 更 前	変 更 後
_____	_____
(うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥ _____)	(うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額 ¥ _____)

(2) 工 期

変 更 前	変 更 後
自 _____年 _____月 _____日	自 _____年 _____月 _____日
至 _____年 _____月 _____日	至 _____年 _____月 _____日

(3) 工事内容 別紙 設計図・仕様書 のとおり

(4) 解体工事に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(5) 再資源化等に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥ _____	¥ _____

(6) 分別解体の方法

(7) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

(8) その他

上記のとおり _____年 _____月 _____日府中市議会の議決を得て締結した請負契約を変更する仮契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

この仮契約書は、府中市議会の議決を得た時は、何らの手続きをすることなく本契約となるものとする。

年 月 日

住 所 広島県府中市府川町315番地
 発注者 府中市
 氏 名 代表者 府中市長

印

住 所
 受注者 氏 名

印

入 札 書

工 事 場 所 府中市 町

工 事 名

入 札 金 額 円

上記のとおり、府中市建設工事執行規則及び関係設計図書承諾のうえ入札します。

年 月 日

入札者 住 所
氏 名

印

府中市長 様